

## 省エネ適合性判定を受けた建築物の完了検査について

### 省エネ適判を受けた建築物の完了検査について

省エネ基準に適合しているかどうかについて、次により検査を行います。

- ・省エネ性能に係る変更がある場合、その内容が建築基準法施行規則第3条の2に規定する軽微な変更該当することを、「軽微な変更説明書」によって確認します。
- ・工事監理の実施状況の確認や目視等により、建築物の工事が適合性判定に要した図書及び書類等のとおり実施されていることを確認します。

### 省エネ適判を受けた建築物の完了検査申請に提出する書類

#### 1. 省エネ基準工事監理報告書

モデル建物法又は標準入力法のいずれか該当する様式の報告書を提出してください。

(特定行政庁が様式等を定めている場合は、その様式で提出してください。)

#### 2. 次のいずれかの図書

- ・当初の省エネ適判に要した図書及び書類 (当機関で省エネ適判を行い、「委任状兼同意書」をご提出頂いた場合は不要です。)
- ・当初の大臣認定に要した図書
- ・当初の性能向上計画認定に要した図書
- ・当初の低炭素認定申請に要した図書

#### 3. 軽微な変更がある場合の添付書類 (下表参照)

軽微な変更がある場合は、事前に省エネ適判を受けた省エネ判定機関に確認してください。変更の内容が、計画変更又は軽微な変更Cに該当する場合は、省エネ適判を受けた省エネ判定機関に申請手続きが必要になります。

軽微な変更の内容		提出書類
軽微な変更A (ルートA)	省エネ性能が向上する変更	①建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(第一面・第二面) ②添付図書(変更内容を説明するための図書※1)
軽微な変更B (ルートB)	一定範囲内の省エネ性能が低下する変更	①建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(第一面・第三面・第三面別紙(該当する設備)) ②添付図書(変更内容を説明するための図書※1及び「一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更該当すること」を示す書類※2)
軽微な変更C (ルートC)	再計算によって基準適合が明らかでない変更(計画の抜本的な変更を除く)	①建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(第一面)(第一面(5)備考欄に軽微変更該当証明書添付について記入する。) ②軽微変更該当証明書写し及びその申請に要した図書(当機関で省エネ適判を行い、「委任状兼同意書」をご提出頂いた場合は不要です。)

※1 変更前(省エネ適判に要した図書等の写し)と変更後の図書

※2 モデル建物法入力支援ツールの入力シート等

〈参考資料〉

[省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査マニュアルに係るQ&A](#) 一般財団法人住宅性能評価・表示協会 HPより転載

・軽微な変更については、「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査マニュアル(令和3年4月改訂版)」P.38以降に記載されています。

[建築物省エネ法マニュアル、パンフレット等](#) IBEC 建築省エネ機構 HPより転載

・省エネ基準工事監理報告書については、「2.1 省エネ基準工事監理報告書」・「2.2 省エネ基準工事監理(確認図書)」に記載されています。

・軽微な変更説明書の記載については、「建築物省エネ法に係る適合義務(適合性判定)・届出マニュアル」P.198以降に記載されています。